

クラウド型被災者支援システムについて

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災デジタル・物資支援担当)

1 令和4年度の内閣府防災の施策について

令和4年度、内閣府防災では、昨年5月の災害対策基本法の改正や災害対応におけるデジタル化の推進の必要性等を踏まえ、

- I デジタル・防災技術の活用促進
- II 防災教育の推進及び災害ボランティアとの連携
- III 避難対策の強化
- IV 防災体制の充実・強化
- V その他防災対策の推進

施策を進めることとしています。

【参考】

令和4年度予算案・税制改正等概要(内閣府防災担当)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/pdf/r4_yosan_1224.pdf

本稿では、「I デジタル・防災技術の活用促進」の中でも当面の大きな課題であり、また、「III 避難対策の強化」としても重要な「クラウド型被災者支援システム」について説明します。

2 クラウド型被災者支援システムについて

(1) 背景

近年の多くの災害経験の中で、被災自治体には、被災者に対し、避難生活やその後の生活の立て直しに向けた、きめ細かな支援が強く求められています。スピーディかつ効果的な被災者支援には、デジタル技術の活用が効果的と考えられますが、市区町村の約半数(48.7%)。「地方自治情報管

理概要～電子自治体の推進状況(令和2年度)～」令和3年8月総務省 自治行政局 地域情報化企画室調べ。)で被災者支援システムが整備されていない状況にあります。

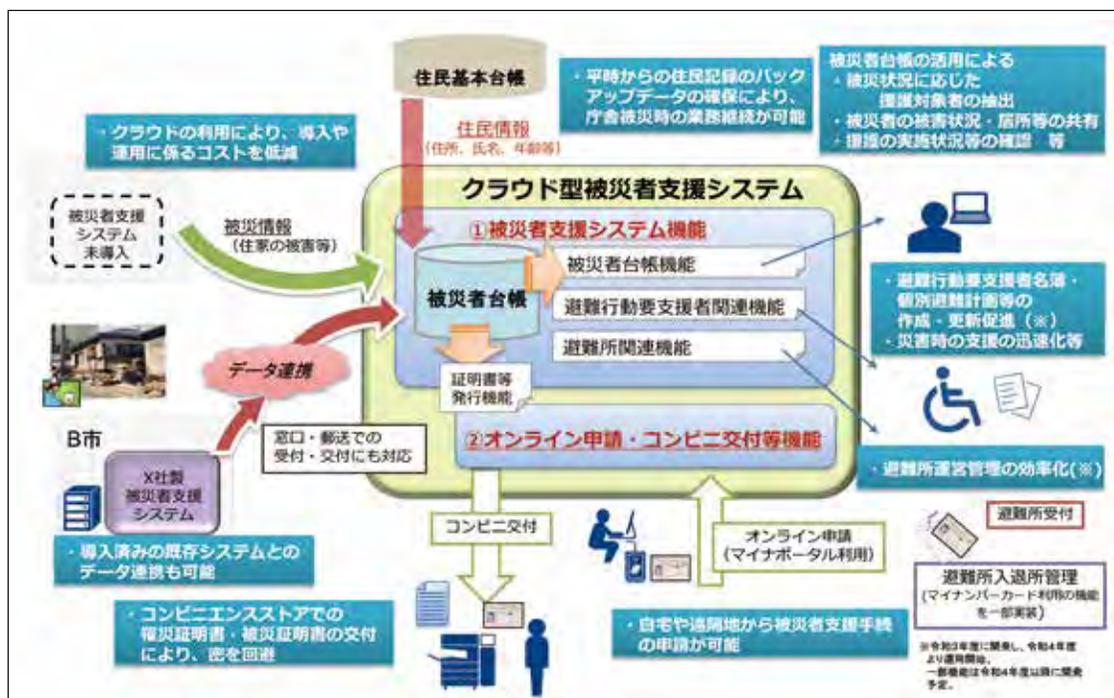
そこで、内閣府では、地方自治体における開発費用の負担を無くし、市区町村が低コストで簡便にシステムを活用できるよう、マイナンバー・マイナンバーカードを活用した「クラウド型被災者支援システム」を構築することとしました。令和3年度に内閣府がシステムを開発し、令和4年度から市区町村が導入できるようJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)において運用を開始するものです。

(2) システムの概要と期待される効果

「クラウド型被災者支援システム」の主な機能としては、「①被災者支援システム機能」として、被災者台帳を作成する機能、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成する機能、避難所の入退所管理等を行う機能があります。

また、「②オンライン申請・コンビニ交付等機能」として、マイナンバーカードを活用した罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請や、罹災証明書等のコンビニ交付が可能となります。

このシステムは、被災者支援に関する様々な事務に対応できる総合的なシステムです。また、住民基本台帳の情報を取り込むことやマイナンバーカードの活用によ



(図表1)「クラウド型被災者支援システムの概要」

り、被災者と被災自治体職員の双方が簡単かつスピーディに手続・作業ができること、クラウド上のシステムであることから、庁舎の被災時でも業務の継続が可能であることも大きなメリットです。

市区町村における災害対応は、「平時」、「発災時」、「応急期」、「復旧期」のフェーズ毎に、求められる業務が変化します。

このシステムを導入・運用することにより、

平時…避難行動要支援者名簿や個別避難計画等の作成

発災時…避難所における入退所管理、避難者の状況把握

応急期…罹災証明書の交付、住家の被害認定調査

復旧期…各種被災者支援手続

といった一連の業務に切れ目なく対応することができることとなります。

より具体的には、平時から発災後にか

て、要支援者・被災者の方々の必要な情報を「被災者台帳」という形で集約・集積していくことにより、個々の被災者に応じたきめ細かな支援を行うことが可能となり、最近求められている「ケースマネジメント」の充実にもつながることが出来ます。また、マイナンバーカードを活用したオンライン申請・コンビニ交付等の各種手続きが可能になります。被災者は、自宅や遠隔地から申請し、罹災証明書等をコンビニ等で受け取ることができるようになり、窓口対応の職員の負担軽減にもつながります。

(3) システムの政策的な位置づけ

「防災基本計画」(令和3年5月中央防災会議決定)において、市町村は、効率的な罹災証明書の交付、個々の被災者の被害の状況等の情報を集約した被災者台帳の作成業務について、システムの活用等を含めた効率的な実施について検討することが求められています。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月閣議決定）や、総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月）において、令和3年度中に市町村が共同で利用できるクラウド上において、住民情報等を活用した被災者支援を効率化する仕組みを構築し、令和4年度に以降に市町村に展開すること、また、この仕組みを活用し、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニ交付を可能とすることが明記されています。

さらに、昨年5月に改正された災害対策基本法において、避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成が市町村長の努力義務とされました。「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府・令和3年5月改正）では、市町村において優先度が高いと判断する高齢者や障害者については、おおむね5年程度で個別避難計画を作成することをお願いしています。

災害時に避難行動要支援者の生命と身体の安全を確保するためには、個別避難計画の作成が強く求められる一方、作成には大きな労力を要します。このシステムの活用により、市区町村の業務の効率化が図られると考えられます。

（4）「クラウド型被災者支援システム」に係る財政措置

このシステムは国の予算で開発されることから、市区町村における開発経費の負担は生じません。一方、各市区町村においては、住基情報を取り込むためのサーバーの導入経費や整備後の運用に係る経費の負担が必要となります。

所要経費と地方財政措置の概要は、（図表2）のとおりですが、初年度の導入経費を対象とした緊急防災・減災事業債（充当率

100%、交付税措置率70%）の充当や、コンビニ交付サービスの運営負担金を対象としたマイナンバーカードの多目的に利用に要する経費に係る特別交付税措置など、所要の地方財政措置が講じられています。

被災者支援のためのシステムは、従来から、各自治体が工夫をしながら導入が図られてきたところであるが、導入の割合は約半数に止まっています。また、導入されたシステムの種類も複数あるため、大規模災害時に他の自治体から応援職員を派遣する際の不便さを指摘する声もあります。さらに、既存のシステムはいずれも、マイナンバーカードが活用できるものではありません。

「クラウド型被災者支援システム」は、このような課題を解決すべく、国において開発が進められているものです。被災者支援の一層の充実のため、より多くの市区町村において導入が進むよう、積極的な検討をお願いします。



クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について

| 費用内訳 | 利用パターン | 【パターンA】 住民データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携する場合 (住民票の写し等のコンビニ交付を併せて実施する場合) | 【パターンB】 住民データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携しない場合 |
|------------------------------------|---------------------------------|--|---|
| 1. システム整備に必要な費用(導入経費) (初年度のみ) ※ | | 8,000千円～15,000千円程度 ・緊急防災・減災事業費の活用が可能(令和7年度まで) (充当率100%、交付枚数標準率70%) ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る 特別交付枚数(1/2)あり(令和4年度導入分のみ) | ～数百万円程度 ・緊急防災・減災事業費の活用が可能 (令和7年度まで) (充当率100%、交付枚数標準率70%) |
| 2. 整備後に 必要な費用 (※) | (1) クラウド型被災者支援 システム利用料 (毎年) | 団体基礎額185千円+団体人口比例額(人口×10円/人) | |
| | (2) コンビニ交付サービスの 運営負担金 (毎年) | 350千円/年～9,880千円/年(団体の規模等による) (町村については初年度は40円) *マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付枚数(1/2)あり(令和4年度導入分のみ) (令和7年度まで) | 690千円/年～9,880千円/年 |
| | (3) コンビニ等事業者への 委託手数料 (従量課金制) | 罹災証明書交付枚数(107円/枚)(予定*)、 住民票と印鑑証明書の交付枚数(117円/枚) *事業にさいわいマイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付枚数(1/2)あり(令和4年度 導入分のみ)(令和7年度まで) | 罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*) |
| | (4) その他費用 | 証明書発行機能等の利用料 (住民票と印鑑証明書のコンビニ交付枚数(180円/枚)) 等 (※)1, 2(1)～(4)について、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策個別交付金」の活用も可能。 その他地方財政措置についても検討中。 * 団体の罹災証明書の交付手数料を定めた場合は、117円/枚 | SE支援作業費(CSV作成費用等) ※住基ベンダー等に支払う費用 等 |

・自治体の費用負担の例
 <前掲>令和4年10月から利用開始をした場合の団体規模別の費用例(2.(3)、2.(4)の費用は含んでおりません。)
【パターンA】

| 団体規模 | 令和4年度 < 1 + 2.(1) + 2.(2) > | 令和5年度～ < 2.(1) + 2.(2) > |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 5千人の町村 (うち特交措置は68まで(175千円程度)) | 12,888千円 (うち特交措置は8,385千円程度) | 585千円 |
| 1万人の市 (うち特交措置は5,940千円程度) | 11,228千円 (うち特交措置は5,940千円程度) | 2,165千円 |
| 3.5万人の市 (うち特交措置は5,025千円程度) | 11,318千円 (うち特交措置は5,025千円程度) | 2,755千円 |
| 8.5万人の市 (うち特交措置は4,695千円程度) | 9,903千円 (うち特交措置は4,695千円程度) | 3,765千円 |

【パターンB】

| 団体規模 | 令和4年度 < 1 + 2.(1) + 2.(2) > | 令和5年度～ < 2.(1) + 2.(2) > |
|---------|--------------------------------|-----------------------------|
| 5千人の町村 | 463千円+数百万円 | 925千円 |
| 1万人の市 | 1,253千円+数百万円 | 2,505千円 |
| 3.5万人の市 | 1,378千円+数百万円 | 2,755千円 |
| 8.5万人の市 | 1,883千円+数百万円 | 3,765千円 |

費用は見込みです。詳細は、内閣府又はJ-UISにお問い合わせください。

(図表2) クラウド型被災者支援システムに係る所要経費と地方財政措置の概要